

愛媛県公害防止条例施行規則改正の概要

< 大気関連 >

1 ボイラー

ボイラーから排出される一部のばい煙^{注1)}の基準が猶予されました。

注1) S60.9.10前に着工：硫黄酸化物及びばいじん、燃料がガス又は軽質液体燃料：ばいじん一部のボイラー^{注2)}からのばいじんについて、測定が免除されました。

注2) S60.9.10前に着工のボイラー

S60.9.10後に着工のボイラーであってガス又は軽質液体燃料を使用するもの

(1) 排出基準の猶予

法小型ボイラー及び条例ボイラーの排出基準比較

		条例改正前(法はS60.9.10施行済)						条例改正後(法はS60.9.10施行済)					
		法		条例		法		条例		法		条例	
施設の着工時	燃料種等	硫黄酸化物		ばいじん		窒素酸化物		硫黄酸化物		ばいじん		窒素酸化物	
S60.9.9 ~	全て	当分の間、猶予	適用	当分の間、猶予	適用	当分の間、猶予	なし	当分の間、猶予	適用	当分の間、猶予	適用	当分の間、猶予	なし
S60.9.10 ~	ガス又は軽質液体燃料 上記以外の燃料	適用	適用	適用	適用	適用	なし	適用	適用	適用	適用	適用	なし

(2) 測定項目を基準項目に限定

法小型ボイラー及び条例ボイラーのばい煙測定義務比較

		条例改正前 (法は23.4.1施行済)						条例改正後 (法は23.4.1施行済)					
		法		条例		法		条例		法		条例	
施設の着工時	燃料種等	硫黄酸化物		ばいじん		窒素酸化物		硫黄酸化物		ばいじん		窒素酸化物	
S60.9.9 ~	全て	なし	なし	なし	あり	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
S60.9.10 ~	ガス又は軽質液体燃料 上記以外の燃料	なし	なし	あり (年2回)	あり (年2回)	あり (年2回)	なし	なし	なし	あり (年2回)	あり (年2回)	あり (年2回)	なし

2 規制対象施設全般 (排ガス量等に応じた頻度)

排ガス量 4万・/h 未満である施設からの有害物質に係る測定頻度が年6回から年2回へ緩和されました。

排ガス量 4万・/h 未満であって、季節稼働施設^{注3)}からのばいじん及び有害物質に係る測定頻度が年2回から年1回へ緩和されました。

法小型ボイラー及び条例ボイラーの測定頻度比較

排ガス量	季節稼働	条例改正前 (法はH9.4.1施行済)						条例改正後 (法はH9.4.1施行済)					
		法		条例		法		条例		法		条例	
		ばいじん		窒素酸化物		有害物質		ばいじん		窒素酸化物		有害物質	
4万・/h 以上	季節稼働及び非季節稼働	年6回	年6回	年6回	なし	年6回	年6回	年6回	年6回	年6回	年6回	年6回	年6回
4万・/h 未満	非季節稼働	年2回	年2回	年2回	なし	年2回	年6回	年2回	年2回	年2回	なし	年2回	年2回
	季節稼働	年1回	年1回	年1回	なし	年1回	年6回	年1回	年1回	年1回	なし	年1回	年1回

注3) 季節稼働施設：年間6ヶ月以上休止する施設 (例 暖房ボイラー)

注4) 上表中の網掛け：改正前後で変更された箇所

< 水質関連 >

1 自主測定的项目及び頻度が規定されました。

測定項目：知事への届出項目（基準適用項目に限る）
測定頻度：年1回以上
測定項目：その他項目
測定頻度：必要に応じて
（理由）
地方公共団体の指導状況や中小企業者の負担を考慮 事業場内で貯蔵されている場合等には意図せず排出のおそれ

2 自主測定のための試料採取時期が規定されました。

採取時期：汚染状態が最も悪いと推定される時期及び時刻 事業内容に応じた年間・日間変動を勘案し、事業者が判断
（理由）
・自主測定は基準遵守状況を確認するためのものであり、より効果的な測定とするため。

3 自主測定記録の保存方法が見直されました。

保存方法：規則で定める様式に加え、計量証明書等を保存。（3年保存）
事業者自らが測定する場合
・試料採取記録（例：採水日、試料の保存方法等）
・計算結果記録（例：検量線、試料採取量、濃縮・希釈記録等）
・測定チャート類（例：クロマトグラム、測定装置からの打出記録等）
計量法に基づく登録業者へ委託する場合
・計量証明書
・ただし、計量証明書の保存により、採水者、分析者及び測定項目は規則で定める様式へ転記不要。（下図参照）

様式8号 水質測定記録表

測定年月日 及び時刻	測定場所		排水施設 の使用状況	採水者	分析者	測定項目				備考	
	名称	排水量 (m ³ /日)									

記載不要

計量証明書(例)

採取月日	平成23年7月29日					
計量項目	原水	処理水	定量下限値	計量方法 (規格=JIS K 0102)	備考	
水素イオン濃度[pH]	測定水温 6.8 [14.8]	7.8 [24.9]	*	規格 12.1	*	
浮遊物質[SS]	(mg/l)	380	21	1	昭46年環告第59号付表8	*
生物化学的酸素要求量 [BOD]	(mg/l)	430	39	1	規格 21及び32.3	*
[[備考]]	原水 8:30採取	水温29.0℃	天候：曇	外気温25℃		
	放流水 8:50採取	水温29.0℃	天候：曇	外気温25℃		

< 大気・水質共通 >

施行日：平成24年7月1日